

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>【2】市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。</p> <p>①住宅改修、福祉用具の受取代理(受領委任払い)制度を実施してください。</p>
回答	平成18年4月より実施しています。

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>【2】市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。</p> <p>②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 介護保険のすべての要介護認定者を「障害者控除」の対象としてください。イ. すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。ウ. 「障害者控除認定書」を交付した人については、対象者の障害事由の変更・消滅がなければ、翌年以降は、認定書がなくても障害者控除の対象となることを周知してください。
回答	<ul style="list-style-type: none">ア. 12月31日現在で介護度が6ヶ月以上継続していることなど条件はあるものの、原則として要介護1以上の方すべてを対象としています。イ. 対象者に対しては、申請書及び認定書を同時に送付しています。ウ. 確定申告などで認定書の添付が必要となるケースが多いため、今後についても毎年発行する予定です。

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>【3】1 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>① 保険料・利用料減免介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。</p> <p>② 介護保険料について</p> <p>ア 対所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮を強めてください。</p> <p>イ 減免に際して預貯金や不動産の所有を理由にして対象者を狭めないでください。</p>
回答	<p>(1) ①</p> <p>介護保険料の減免に関しては、国の打ち出した3原則がございます。第1に、全額免除はしないこと、第2に、収入のみに着目した一律減免はしないこと、第3に、一般会計からの繰り入れによる減免は行わないこと、でございます。稲沢市としましては、国の考え方を尊重し、一般会計からの繰り入れを行う考えはございません。</p> <p>また、介護利用料の減免に関しても、国の考え方を尊重し、一般会計からの繰り入れを行う考えはございません。</p>

② ア

低所得者に対する保険料の減免制度については、それぞれの自治体で独自に行うものではなく、全国共通の問題であり、介護保険制度の中で対応することと考え、今年6月の全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。

イ

国の3原則を尊重する中で、収入のみでなく、固定資産がないことも要件としております。減免内容としましては、老齢福祉年金受給者で、すべての世帯員に世帯員に固定資産がない所得段階が第1段階の方を対象として、保険料基準額×0.5を0.25に軽減しております。

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>【3】1 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ③利用料について</p> <p>ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。 イ. 低所得者の高額介護サービス費の限度額を引き下げてください。 ウ. 2005年10月からの居住費・食費の全額自己負担に対し、国の軽減措置の拡充と市町村独自の減免制度を設けてください。</p>
回答	<p>ア. 介護保険料と利用料減免につきましては、全国的に大きな問題でありますので、本年6月の全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。</p> <p>イ・ウ 所得状況に応じて限度額及び負担額が設定されている現行制度が妥当と考えております。</p>

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>【3】 1 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ④要支援、要介護1の人にに対する車いすやベッドなど福祉用具の貸与について、一律的に取りあげず簡素な手続きで利用できるようにしてください。</p>
回答	<p>稻沢市といたしましては、これまでどおり、貸与を認め、保険給付とする特例措置をとっております。その内容ですが、ケアマネージャー等のサービス担当者会議などが必要と判断されるとともに、主治医が必要と認めた場合には、所定の手続きをしていただければ、ベッド、車椅子の貸与は認めることにしております。この承認期間は、6か月としており、継続して貸与を希望するかたは、半年ごとに更新の手続きをとっていただくことになります。</p>

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>【3】1 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ⑤地域包括支援センターについて</p> <p>ア.地域包括支援センターは、住民が利用しやすい身近なところに配慮し、介護予防のケアプランをたててもらえない利用者をださないために、人員配置を国基準の3人以上を確保してください。</p> <p>イ.介護予防のマネージメントだけでなく、権利擁護や地域包括支援のネットワークの形成、特に認知症や老人虐待、経済的事由などの困難事例は、サービス提供も含めて市町村が責任をもって行ってください。</p> <p>ウ.民間に地域包括支援センターを委託している市町村は、委託料を公的責任が果たせる水準に引き上げてください。</p>
回答	<p>ア 当市の地域包括支援センターは、6箇所設置（委託）しており・職員体制も国の基準に沿った、社会福祉士、保健師又は看護師、主任介護支援専門員が1名ずつ配置されております。</p> <p>イ 包括支援センターだけでは、手に負えないあらゆる困難事例は、民生委員等の協力を得て、市で対処しております。</p> <p>ウ 当市の包括支援センター委託料は、国の基準である包括的支援事業と任意事業の合計が、保険給付費の1.5%以内となっており、その限度額相当を委託料にあてております。</p>

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>【3】1 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ⑥介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。</p>
回答	<p>介護老人福祉施設等の建設については、平成19年7月に特別養護老人ホーム80床が開所しました。 平成19年7月1日地域密着型小規模多機能居宅介護1か所開所しました。平成20年度に地域密着型特定施設入居者生活介護 1か所、小規模多機能型居宅介護1か所を計画しています。</p>

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>【3】1 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ⑦人材確保と質の向上のために</p> <p>ア. ヘルパーやケアマネージャーの研修は、市町村の責任で実施してください イ. 介護労働者の処遇が適正に行われるよう、管轄の労働基準監督署や県労働局と協力・連携して事業所の講習や自治体として必要な施策を講じてください。</p>
回答	<p>市においては、地域包括支援センターのケアマネージャー等を対象に、より充実を図ってまいります。</p>

H19年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>【3】1 安心できる介護保障について (2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。</p> <p>②配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p> <p>③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。</p> <p>④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。</p> <p>⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。</p> <p>⑥介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするために、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助を始めとして多面的な施策を一般財源で実施してください。</p>
回答	<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>①地域支援事業の財源については、現行の介護給付と同じ財源構成になっており、介護保険特別会計の中で賄うことになっておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>②配食サービスは、毎週月・火・水・木・金曜日の昼食を自宅まで配達し安否確認にもなっております。 自己負担額につきましては、1食につき150円と他市に比べても低く設定しております。 会食（ふれあい）方式につきましては、稲沢市社会福祉協議会におきまして、まちづくり活動推進事業の一環として、公民館などを利用したふれあい給食会として実施しているところあります。</p> <p>③介護保険で自立と認定された独居の高齢者で、身体的に虚弱で援助が必要な方についてはヘルパーを派遣し、生活支援を行っています。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>④ 寝たきりや認知症老人を在宅で介護している方については、年額 36, 000 円（月額 3, 000 円）を支給しております。</p> <p>⑤ 介護保険制度における住宅改修費は現在 18 万円（上限 20 万円の 9 割）が支給上限となっており、現行制度を妥当と考えています。</p> <p>⑥ 自立高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上を図ることを目的とした市内 6 か所で、老人福祉施設での在宅デイサービス事業や、高齢者の方々に一日を楽しく過ごしていただき情報交換を行っていただく場として高齢者ふれあいサロンを開設し、閉じこもりや認知症等の介護予防を行っています。</p> |
|--|---|

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を実施してください。</p> <p>2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について</p> <p>①公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、市の施策に加えて市町村独自に実施してください。</p> <p>②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。</p>
回 答	<p>①②</p> <p>国民健康保険料（税）では、激変緩和のため2年間の経過措置で対応しましたが、経過措置後の対策は考えておりません。</p> <p>なお、公的年金等控除の縮小については、公的年金等特別控除の適用者に対して、平成18年度13万円、平成19年度7万円を特別に控除し、老年者控除の廃止については、65歳以上のもののうち前年の合計所得金額が125万円以下のものに対する非課税措置を段階的に廃止するよう2年間の経過措置で対応しました。また、定率減税の廃止については、影響ありません。</p>

自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>【3】2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について</p> <p>① 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。</p> <p>② 市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。</p>
回答	<p>① 税制改正に伴う介護保険料の軽減に対しましては、市町村民税と同様に平成18年度と平成19年度に激変緩和措置がとられております。</p> <p>3年目の平成20年度には、本来の額にするという考え方でありますので、これに加えての市町村独自での軽減対策の実施につきましては、考えておりません。</p> <p>② 市町村独自の減免制度につきましては、税制改正により、影響のある方はおりません。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3.高齢者医療の充実</p> <p>①2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行なってください。</p> <p>②福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p> <p>③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。</p>
回 答	<p>①9月定例会において、老人医療費の助成に関する条例の廃止について議決をいたしました。これにより1割分の助成については考えておりません。</p> <p>②福祉給付金制度は、愛知県の補助事業に準拠して助成をしており、今後も同制度での実施を考えております。</p> <p>③現在関係63市町村の担当者の間で減免等について検討がなされておりますのでご主旨についても視野に入れながら減免・軽減にたいし沿うべく努力してまいりたいと考えております。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。 4.子育て支援について ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。
回 答	①中学校卒業までの医療費無料制度を実施した場合財政の厳しい中、大幅な財源が必要となります当面は、愛知県の助成制度拡大を検討をしておりますのでその動向を見ながら実施してまいりたいと考えております。

自治体キャラバン回答書

(保健センター、学校教育課)

陳情 事項	<p>4. 子育て支援について</p> <p>②妊産婦の無料検診制度は、産前14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。</p> <p>④就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。</p>
回答	<p>4. 子育て支援について</p> <p>②来年度から産前の健診を増やすよう検討中です。現在の市の財政状況を考慮し回数を検討してまいります。</p> <p>④現在、就学援助費の申請受付については市教育委員会の窓口でも行っています。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を実施してください。</p> <p>5. 国保の改善について</p> <p>①制度の運用にあたって国民健康保険法第1条「社会保障及び国民健康保健の向上を目的とする」の立場で行い、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。</p>
回 答	<p>①近い将来に少子高齢化社会の到来が予測される中、国民皆保険制度を維持していくには各制度・世代を通じた給付と負担の公平化を図るとともに、保険者の統合・再編成や規模の拡大など運営基盤を強化しつつ、持続可能で安定的な制度を構築することが必要です。自治体（市）によって運営される医療保険の一つである国民健康保険も例外でなく加入者が保険料を出しあい支え合って成り立っている「相互扶助」「公平な負担」による制度であることをご理解いただきたいと思います。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を実施してください。</p> <p>5. 国保の改善について ★②保険料（税）について</p> <p>ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。</p>
回 答	<p>ア.</p> <p>保険者は、被保険者の医療費の負担をはじめとして健康教育、健康相談、健康審査等必要な事業を行っていますが、これらの国保事業に要する費用に充てるため、保険者は世帯主から保険料（税）を徴収しなければなりません。実際これらの需要と供給のバランスから今日の国保財政の窮状を考えた場合、保険料（税）の引き上げもやむをえない状況にあるともいえます。また、減免制度を拡充し払える保険料にすることについては、既に、平成18年度国保税では、均等割と平等割を対象とした減額を、7,783世帯でおよそ3億2百万円、また、所得割額を対象とした減免を3,826件でおよそ3千8百万円実施しており、更なる拡充は、他の保険者の理解を得ることは厳しいものがあるので考えておりません。</p> <p>イ.</p> <p>地方税法703条の4第10項及び24項に基づき被保険者均等割額を一般被保険者の数に按分して算定することとする定めがあるので、就学前の子どもについても、均等割の対象としなければなりません。</p> <p>ウ. エ.</p> <p>所得低下による国保税への反映は、次年度となるのが原則であります。この国保税の所得割額等の減免制度については、前年と所得が変わらない同一所得の被保険者との均衡の考慮する必要があり、現行以上の所得制限の引き上げや条件の緩和については、考えておりません。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を実施してください。</p> <p>5. 国保の改善について</p> <p>★③保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。</p> <p>イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p> <p>ウ. 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。</p>
回 答	<p>ア.</p> <p>国保の資格証明書の発行につきましては、国民健康保険法の改正により保険者の義務化規定となりましたので、稲沢市におきましても、実施せざるを得ません。なお、実施にあたっては、原則本人と面談若しくは弁明書等により、納税者の実態把握に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>イ.</p> <p>滞納処分につきましては、納税者のかたの生活実態の把握をし、進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>ウ.</p> <p>限度額適用認定証の申請書には、被保険者の属する世帯の世帯主について申請の日時点での保険料（税）の滞納がないことを証する書類を添付しなければならないこととされています。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を実施してください。</p> <p>5. 国保の改善について</p> <p>④国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。</p> <p>⑤一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。</p> <p>⑥国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。</p>
回 答	<p>④現在行う予定はありません。</p> <p>⑤国民健康保険法の趣旨に沿って、近隣市町村・他の医療保険制度との均衡・調整を図り詳細な基準の明確化に努めて参ります。周知方法等については今後検討いたします。</p> <p>⑥傷病手当金、出産手当金制度の新設については、給与収入の方と異なり国民健康保険には自営業者、年金収入者等幅広い職域・年齢の方が加入している為、これら手当金の標準額の設定が大変難しいので実施については考えていません。</p>

自治体キャラバン回答書

福祉課

陳情 事項	<p>6 生活保護について</p> <p>①生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。</p>
回答	<p>6 生活保護について</p> <p>①生活保護については、相談内容に応じ実施要領に基づき、救済漏れのないよう適切に対応しております。</p>

自治体キャラバン回答書

福祉課

陳情 事項	<p>7 障害者施策の充実について</p> <ul style="list-style-type: none">① 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動支援センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。③ 移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設げず、必要とする時間を支給してください。④ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。 ⇒国保年金課で回答⑤ 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。⑥ 学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。⑦ 地域活動支援センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。
回答	<ul style="list-style-type: none">① 国の制度に則って実施しており、現在のところ資産要件の撤廃は考えておりません。なお、各種の助成制度を創設する中で、軽減に努めているところです。② 補装具については、国の制度に則って実施しており、現在のところ利用料負担軽減は考えておりません。地域生活支援事業については、それぞれに軽減措置を設けており、事務処理上、妥当であると考えています。 なお、日常生活用具の中で、特に利用度の高いストマ装具及び紙おむつ等については、通常の1/2軽減を行っています。③ 保護者の急病や出産などのやむを得ない場合は、通学・通所であっても支給対象にしています。恒常的な利用については、財源の問題もあり、検討課題としています。また、利用時間の上限は設けていません。⑤ 児童デイサービスを行っている市立の施設については、いったん利用料を徴収し、償還払いにより実質無料としています。なお、給食費については、実費をお願いしています。⑥ 障害福祉計画の社会基盤整備を進める中で、充実に努めていきたいと考えています。 なお、移動支援は余暇活動でも利用できますし、日中一時支援等も含めて地域生活支援事業は、必要なかたが必要なだけ利用することができます。⑦ 現在、精神障害者の小規模作業所に対して、年間約960万円の補助を行っています。

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	7. 障害者施策の充実について ④精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。
回 答	④現在精神障害者医療につきましては、自立支援法に基づく通院医療費の自己負担分の現物給付・県外の現金給付で全額負担及び精神保健福祉手帳の1級及び2級の手帳所持の方の入院治療費の高額療養費等を除いた額の2分の1を償還払いによる実施をしております。現在のところ全疾患の助成は考えておりません。

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を実施してください。</p> <p>8. 健診事業について</p> <p>①特定健診について自己負担金を無料で実施、実施期間を通年とし、個別医療機関委託の実施してください。</p>
回 答	(8の①については保健センターにて一括回答をお願いしています)

自治体キャラバン回答書

(保健センター)

陳情 事項	<p>8. 健診事業について</p> <p>① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料にしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。</p> <p>② 歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく年1回受けられるようにしてください。</p> <p>③ 子宮がん検診・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。</p> <p>④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。</p>
回答	<p>8. 健診事業について</p> <p>① 歯周疾患検診については、無料で実施していますが、がん検診は自己負担があります。現在の市の財政状況を考慮しますと、がん検診の自己負担は引き続きお願いしたい。特定検診につきましては、現在検討しております。実施期間を通年にすることにつきましては、事後処理が毎月になり、他の業務に支障が生ずることが考えられるため、難しさがあり期間限定の現行のとおりで考えております。なお、乳がん検診を除く検診は、個別医療機関実施しております。</p> <p>② 歯周疾患検診は、国の基準で実施しております。75歳以上の健診の実施については、広域連合で検討されているところです。</p> <p>③ 子宮がん検診・乳がん検診は、現在年1回で実施しています。</p> <p>④ 前立腺がん検診については、H18年度から年1回実施しております。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、国民年金保険料滞納者に対し、短期保険証の発行など制裁措置をしないでください。</p> <p>②後期高齢者医療制度の対象者が経済的状況にかかわらず、必要な医療が受けられるよう、国において十分な低所得者対策を講じてください。また、保健事業および葬祭費に十分な公費負担を導入してください。</p> <p>④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p>
回 答	<p>【4】 1. ①機会があれば、市長会等を通じ国に要望していこうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>②平成19年6月4日付にて東海4県の広域連合長連名で国民健康保険における74歳までの特定健康診査及び特定保健指導と同様広域連合に公費の導入と葬祭費についても同様に後期高齢者支援金若しくは、国庫補助金の導入について要望書が既に提出がなされています。</p> <p>④福祉医療に関することについては原則国で実施すべき事業と考えておりますが、就学前まで医療費無料制度については現在市単独事業で実施済です。この創立については機会があれば、市長会等を通じ現物給付による子どもの医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額の廃止と併せ、国に要望していこうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>【4】1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善をすすめてください。また、障害者自立支援法の利用者負担の軽減措置を拡充するとともに、施設・事業者に対する報酬単価を改善してください。</p>
回答	<p>【4】1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、保険料・利用料減免制度を国の制度として実施するなど負担の軽減と給付の改善につきましては、機会があれば、市長会等を通じ、国に要望したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>2. 意見書・要望書</p> <p>②福祉給付金制度を70歳から実施し、支払方法を現物給付方式にしてください。</p> <p>③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度を設けてください。</p> <p>④子どもの医療費助成制度の対象を入院・通院とも中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>⑥精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。</p>
回 答	<p>②④⑥福祉医療全般につきましては、本来国が実施すべきと認識をしていますが、当面は愛知県の助成制度に沿いつつ、補助の拡大を図るよう県内各市とともに要望をしていきたいと考えています。</p> <p>③後期高齢者医療対象者へ県としての減免制度については、機会あるごとに愛知県へ要望をしてまいりたいと考えております。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <ul style="list-style-type: none">①保険料は、高齢者の生活実態に即した保険料にしてください。②低所得者に配慮し、必要な医療が安心して受けられる減免制度を設けてください。③保険料を払えない人への保険証の取り上げをしないでください。④健診を今まで通り、希望者全員が受けられるようにしてください。。⑤県民および高齢者が参加できる運営協議会を設けてください。
回 答	<p>①②③④については、現在、広域連合9月定例議会に向けて市町村の意見を聴取しながら検討中また、⑤については、保険料率の算定に先立ち、有識者や後期高齢者からの意見をきくための、審議会のような会議を開催することを検討しているときいておりますので、県民の意見については、市を通じ広域連合に届けていただくよう要望をしてまいりたいと考えております。</p>